

福島第一原子力発電所で働く外国人労働者の 在留資格等に関する調査結果について

労働者安全衛生対策部会 【資料8】
2018年6月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

【調査内容】

- 福島第一の全元請企業を通じ傘下の協力企業に対し、福島第一の工事に関わる全ての外国人について在留資格を確認。

【調査方法】

- 所定の様式に氏名、在留資格などを記載いただくとともに、本人同意のもと在留カードの写しを当社に提出いただいた。（実施期間：5月7日～5月18日）
その後、当社にて提出いただいた書類の確認を実施。
- 対象者：調査時点において、福島第一の工事に関わる全ての外国人
※放射線業務従事者に登録していない方含む

【調査結果】

- 安藤ハザマで確認された技能実習生6名以外の外国人労働者については、全て在留資格が「技能実習」以外であることを確認しており、福島第一および同発電所に関連する工事に技能実習生が従事している事実はなかった。
- 今後、技能実習生が福島第一で就労することがないように、改めて協力企業に周知・徹底していくとともに、当社としても、引き続き、外国人労働者の在留資格を確認していく。